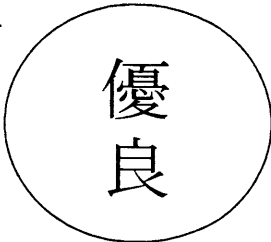


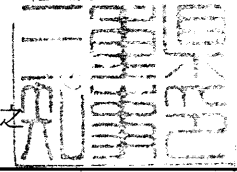
# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号  
氏名 株式会社利昌  
代表取締役 平良 尚子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和4年7月1日  
許可の有効年月日 令和11年6月30日

NO-COPY  
再複写無効

## 1. 事業の範囲

(積替え・保管を含む。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ 以上3種類

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイキシン類を含むものに限る。)、

特定有害汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン、ダイキシン類を含むものに限る。)、

特定有害廃油(トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジチオキサンを含むものに限る。)、

特定有害廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン、ダイキシン類を含むものに限る。)、

特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン、ダイキシン類を含むものに限る。)、

特定有害銻さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、

特定有害ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン、ダイキシン類を含むものに限る。)、

廃水銀等、特定有害廃石棉等 以上106種類

(以下裏面)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地及び面積 三重県津市安濃町妙法寺518番地 20.40㎡

廃棄物の種類 引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ 以上3種類

積替えのための保管上限 引火性廃油 4.0㎡（10.0㎡）

腐食性廃酸 2.0㎡（5.2㎡）

腐食性廃アルカリ 2.0㎡（5.2㎡）

積み上げることができる高さ —

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年7月1日 新規許可

平成10年7月1日 更新許可

平成10年9月22日 変更許可

平成15年7月1日 更新許可

平成16年8月5日 変更許可

平成20年7月1日 更新許可

平成23年12月6日 変更許可

平成24年3月6日 優良確認

平成27年7月1日 更新許可

平成27年8月31日 変更許可

平成28年10月31日 変更許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 —

許可番号 —

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有